

公 示

公示第20号
令和5年10月16日

令和5年度役務等契約（役務支援・技術援助）募集要項

契約担当官
陸上自衛隊富士学校
会計課長 倉田 秀和

令和5年度役務等契約を希望する者は、下記に基づき応募してください。

記

1 公募に付する事項

別表「調達予定案件一覧表」のとおり

2 参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から競争契約における参加資格を停止されていない者。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の役務の提供等について、防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (7) 本役務を効率かつ効果的に実施できる経験及び資格を有している者。
- (8) 本役務の履行にあたり、必要な技術及び法的資格を有している者。
- (9) 役務履行間における不具合に関し、継続的に対応が可能である者。
- (10) 本役務の実施に当たってライセンス又は協定が必要とする場合は、製造会

社とライセンス又は協定を締結している者。

- (11) 本調達の一部を下請業者等に委託する場合は、委託させる業者に応じて、上記(1)から(10)の項目を満たすこと。

3 説明会

実施しない。ただし、現物確認・問い合わせ等には個別に対応する。

4 公募参加申込みに関する手続等

- (1) 申込先及び参加表明書提出先

〒410-1431

静岡県駿東郡小山町須走481-27 陸上自衛隊富士駐屯地

富士学校総務部会計課 担当：契約係 齊藤

電話 0550-75-2311（代）（内線2232）

FAX 0550-75-2445

メールアドレス cont_fin-adm-fsh@inet.gsdf.mod.go.jp

- (2) 申込受付期間

令和5年10月16日（月）～令和5年11月6日（月）午後5時00分まで（直接提出する場合は休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に定める行政機関の休日をいう。）を除く。）

- (3) 提出書類

参加表明書 2部（様式については、別紙のとおり。）

※代理を要する場合は別途委任状を提出するものとする。

（様式については、「入札及び契約心得」別紙様式第2-1又は2-2のとおり）

既に期間中のものを当該年度にて提出済みの場合はこれを必要としない。

- (4) 提出要領

持参、郵送又はメールでの提出とする。（FAXは不可とする。）

5 提出資料の審査等

- (1) 提出資料の提出者は、担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。
- (2) 提出資料の提出者は、担当者から調査のための協力依頼があった場合には、事業所等への立入りを含め業態調査に協力しなければならない。

6 審査結果の通知

参加表明書を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては審査合格の通知を行う。その他のものに対しては審査不合格の通知を行う。

7 疑義の申立て

- (1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てることができる。
ア 窓口：富士学校会計課契約班
イ 時間：直接持参する場合は休日を除く毎日、午前8時15分から午後5時00分までとする。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。
- (2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 応募に当たっての留意事項

応募者は応募に当たり次の(1)から(6)について同意した上で応募する。

- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。
- (2) 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
- (3) 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
- (4) 資料等の作成及び提出並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
- (5) 提出資料は、原則として返却しない。
- (6) 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

別 表

調達予定案件一覧表

連番	件 名	種別	案件の概要	調達予定期間	備 考
1	「水際障害処理装置（地雷原処理装置）」に関する解析援助	役務支援	陸上自衛隊開発実験団装備実験隊で行われた実用試験「水際障害処理装置（地雷原処理装置）」において、供試品使用時における安全化率に関する解析援助	令和6年1月	
2	作動位置解析装置の外注修理	役務支援	令和6年度以降の試験計測において使用予定の作動位置解析装置を外注修理する	令和6年1月～3月	
3	共通戦術装輪車（第10次試験（その2））に関する技術援助	技術援助	陸上自衛隊開発実験団装備実験隊で行われる実用性確認試験「共通戦術装輪車」において、取り扱い及び整備に関する技術援助を受けるため	令和6年1月～3月	
4	共通戦術装輪車（第10次試験（その2））射撃試験に関する技術援助	技術援助	陸上自衛隊開発実験団装備実験隊で行われる実用性確認試験「共通戦術装輪車」において、取り扱い及び整備に関する技術援助を受けるため	令和6年1月～3月	
5	共通戦術装輪車（第10次試験（その2））連接装置（FCCS）に関する技術援助	技術援助	陸上自衛隊開発実験団装備実験隊で行われる実用性確認試験「共通戦術装輪車」において、取り扱い及び整備に関する技術援助を受けるため	令和6年1月	
6	共通戦術装輪車（第10次試験（その2））副火器（7.62mm機関銃Mk52）に関する技術援助	技術援助	陸上自衛隊開発実験団装備実験隊で行われる実用性確認試験「共通戦術装輪車」において、取り扱い及び整備に関する技術援助を受けるため	令和6年2月	
7	共通戦術装輪車（第10次試験（その2））監視装置に関する技術援助	技術援助	陸上自衛隊開発実験団装備実験隊で行われる実用性確認試験「共通戦術装輪車」において、取り扱い及び整備に関する技術援助を受けるため	令和6年2月	

別 紙

参 加 表 明 書

(事業名)(連 番)

標記事業の契約に関して関心がありますので、参加を表明します。
なお、別添のとおり関係資料を添付します。

(関係書類)

- 1 令和04・05・06年度競争参加資格の資格審査結果通知書（写し）
- 2 過去5年間の本事業又は類似する事業の契約実績一覧表
- 3 法的資格保有者（又は技術員）名簿（資格取得後の経験年数含む。）
- 4 設備及び体制等を証明する書類（組織図、安全体制等）
- 5 製造業者とのライセンス又は締結協定書（写し）（製造業者は不要）
- 6 下請業者に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表
- 7 その他、官側が要求する資料等

契約担当官

陸上自衛隊富士学校

会計課長 倉 田 秀 和 殿

令和 年 月 日

住 所
会 社
代表者名
担当者名
連 絡 先